

「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」

内部統制部会 第5回議事概要

日時：平成30年3月27日（火）10：00～12：00

場所：総務省内会議室

出席者：宇賀部会長、秋山構成員、池田構成員、石川構成員、泉構成員、影浦構成員、
貴納構成員、清水構成員、友渕構成員、町田構成員、宮原構成員、森井構成員

幹事：山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、阿部住民制度課長、岡総務室長

事務局：吉川行政課長、松谷行政企画官、篠田行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事について
3. 閉会

【意見交換】

- 組織横断的に取り組んでいる団体がうまくいっている印象を持っているので、内部統制に取り組むに当たっては、例えば、単に総務系の部局だけが頑張るとならないよう、「横断的」という言葉をガイドラインに入れると良い。
- 職員の負担を増やさないように、例えば、リスクの把握等に当たり業務フロー等を活用する場合は、既存のものを用いることができる旨も一言入れると良い。
- 監査委員による内部統制評価報告書の審査について、例えば、監査委員が確認する資料を自ら入手するのか等、どこまで監査委員自身が行う必要があるのかを明確にすべき。
- 内部統制評価報告書に対して監査委員が意見を付すに当たっては、「資料やその他の監査等によって得られた知見に基づいて判断する限りにおいて」といった旨を記述すべきであることを明確にする必要がある。
- 財務諸表監査の基準では、大事なものは文書で報告する、又は口頭でコミュニケーションをとるという区分が設けられている。地方公共団体の内部統制の監査委員の審査においては、必ず文書で報告をする、又は軽微なものは口頭でも良い、といった決め事を自治体内で作っておくべきか検討すべき。
- 内部統制推進部局と監査委員との連携は大切だが、監査委員が内部統制の一角を担うようになってはいけないので、まず一線を引くことが必要だということを強調すること

が必要。

- 監査委員による内部統制評価報告書の審査というのは、長による内部統制の評価手続が妥当であるかを見ることなのか、内部統制自体を監査委員が評価し、その評価結果と長による評価が一緒であるから長の評価は有効であるという判断をすることなのか、はっきりさせるべき。
- 内部統制の考え方からすれば、外部委託したとしても、委託先における業務の全責任は委託した側にある。そのため、民間の内部統制報告では、委託先から評価報告等入手するなどしている。外部委託先についても当然、評価対象に入る。外部委託先の管理をしているかどうかを外から見る程度では足りない。
- 民間委託や指定管理者制度等がものすごく増えてきているので、そちらもカバーできるような表現をしておく必要がある。
- 外部委託するかどうかの責任も自治体にあるので、委託先をどれだけコントロールするかということも自治体の責任ではないか。
- 全体としての内部統制制度については、職員は十分な教育によってそれなりのレベルは確保できると思うが、外注したところの品質管理が肝になってくると思う。
- 外部専門家を入れても良いと思うが、職員の内部統制に関する習熟度を向上させていくことの重要性を強調すべき。
- 監査委員による内部統制評価報告書の審査の意見については、「内部統制が有効かどうか」ではなく、「重大な不備がない」という表現の方が良いのではないか。
- 監査委員による内部統制評価報告書の審査の意見については、「有効かどうか」を書いたほうが良いと思う。有効性の定義として、確認した範囲では重大な不備はなかったということに適宜書いておけば良いのであり、「重大な不備があったか、なかったか」ということを監査委員の意見の中に書くのはあまり適切ではない。
- 本ガイドラインでは、民間の内部統制報告制度とは異なり、運用上の重大な不備があるかないかは、サンプリングによって運用評価を行うのではなく、評価期間において実際に非違事例が生じたかどうかという結果論で評価するという建付けなので、そのことを書いてほしい。

- 4つの目的の一つである「財務報告等の信頼性」については、国際的なフレームワークが非財務報告や内部報告も含むようになったことにあわせて、「報告の信頼性」として欲しい。
- 「財務報告等の信頼性」という言葉で違和感はない。例えば法定書類でも、決算の説明、主要施策の成果で非財務的な指標も用いて事業の成果を示すこともある。
- 「財務報告」とするか「報告」とするかについては、地方公共団体の内部統制の対象が財務に関する事務だけではなく、長が指定した事務も含まれること、また、地方制度調査会での自治体アンケートでは、コンプライアンスの方が大事だとする自治体が多かったので、「報告」が良いのではないか。
- 地方自治法第150条の条文に沿って、「財務事務手続とその他首長が定める事務手続についての報告の信頼性の確保」としたほうが良いのではないか。
- 行政事務には、財務だけではなくてありとあらゆるものが絡んでいるから、「報告」という言い方とすべき。
- 運用状況の評価を最終的に結論づけるタイミングは評価対象期間終了後になるが、評価の実施については期間中に可能な範囲で実施できると考えられる。そのため、評価対象期間終了後に評価を実施すると限定しなくても良いのではないか。
- 評価期間をどこかで書いておかなくて良いのか。民間の場合は年度だが、地方公共団体の場合、評価期間が可変的に動いたり、長が選挙で変わったりする。後任の長が評価報告書を出すときに、前任の在任期間についても内部統制の考え方からすれば責任を負うけれども、運用上の問題が前任者のときに起きていて、それについても責任を負うと明示するのか。こういうケースについてどう考えるのか、地方公共団体固有の問題として書いておく必要があるのではないか。
- ICTに係る全般統制を考えるに当たっては、情報漏えいだけではなく、職員による情報の不適切な利用についても念頭に置いておく必要があるのではないか。
- 監査委員は、統制環境に入るのか。それとも入らないというたてつけにしておくのか。一般には民間では監査役等は統制環境に入るが、実行的な内部統制の統制活動には入らない。

- リスクを把握し、評価し、対応策を検討するというリスク評価シートを作っていくプロセスは、整備状況の評価のプロセスとして位置付けるべきではないか。
- 説明責任を果たせなくて内部統制評価報告書に記載するから重大な不備だというのは、結果から逆算して重大な不備だと言っているだけの気がする。例えば、住民や業務に対して支障を来すような事態が、整備状況について言えば、起きる可能性がある又は実際に起きてしまった、運用状況について言えば、実際に起きてしまった、というように正面から定義を書いたほうが良いのではないか。
- 外郭団体もカバーするリスクを挙げておく必要があるのではないか。
- 資産の保全については、保有コストのかかる不要資産等の処分も検討されなければならないと入れたらどうか。
- 内部統制時に求められる水準については、通常課題（リスク）と特別課題（リスク）という2段階構えになるのではないか。例えば日本システム技術の平成21年4月9日の最高裁判例では、通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制を備えていれば良い。それを超えて当該不正行為の発生を予見すべき特別な事情があった場合については、そのことについても責任があるという2段階構えになっている。
- 各部局が一旦、自己点検をすることが必要。これを受けて評価部局のほうが独立的評価をするという流れになることを示しておくのが良いかと思う。
- 会計規則や契約の規則、又はもっと実務的なフローやマニュアルを改正するのか、リスクに応じて変わってくる。リスク対応策に制度を所管する部局が一定程度かかわってくる。最後の長による評価においても、制度所管部局の役割が非常に大きいので、この部局を明確に位置づけると、より確実な評価になるのではないか。
- 公益通報者保護を踏まえた地方公共団体の通報に対するガイドラインを参考にして、公益通報の体制を整備するということを入れていただきたい。
- 内部統制を推進する部局と公益通報の窓口との関係をどう考えるのか。分けたほうが良いのか、それとも連携していくほうが良いのか、どこかで書いていただきたい。
- 地方公共団体のコンプライアンス不備は、自治体内の職員からだけでなく、外部の人から通報されることもあるので、用語としては内部通報よりも公益通報としておいた方が良いのではないか。